

小特集：特別シンポジウム「いま、平和と戦争を考える」報告

集団的自衛権と安保法とを考えるシンポジウム開催について（趣旨説明）

Symposium on the Right of Collective Self-Defence and the Security Bills

堀尾 輝久

HORIO, Teruhisa

「戦後レジームからの脱却」を掲げる安倍内閣は従来の政府の憲法9条解釈を大きく変え、集団的自衛権を容認する閣議決定を下し（2014年7月1日）、昨年（2015年）7月には衆議院で、9月には参議院で安保法を強行採決しました。

この間、私たちの学会は集団的自衛権容認の閣議決定と安保法案に対して、立憲主義と民主主義、そして平和主義を守る視点から批判する運営委員会声明（7月10日）を公表し、学会としてこの問題に学会らしい仕方で継続的に研究的に取り組んでいく決意を表明しました（資料1として付記しておきます）。

その方針にそって学会は「いま、平和と戦争を考える」と題した特別シンポジウムを2度開き、私たちの認識を深める事が出来ました。開催日時等は、資料2の通りです。

安保法制の危険性を戦後史に即して、さらに条文に即して法律学的に検討し、法哲学的に深め、憲法9条を戦争を違法とする（outlawry of war）国際的な平和への思想運動とのつながりの中で捉え、戦後日本で積み上げられた平和運動と、その思想からも学ぶことが出来ました。

それぞれ充実した報告と討議が出来ましたことを、主催者として感謝いたします。なお米倉さんは学会外から参加をお願いしました。あらためてお礼を申しあげます。

本小特集には、このシンポジウムで発表されたパネリストのうち、3人の方（河上会員、柳沢会員、米倉氏）から寄せていただいた記録を掲載いたしました。阿部会員が報告された構想は、また研究会等の機会にさらに発展させた報告があると伺っており、今後が期待されます。

なお、このシンポジウムを受けて、さらに学会らしい研究会を発足させることが決まり、現在「戦争と平和を総合人間学的に考える研究会」も発足し、会を重ねている事を報告いたします。

[ほりお てるひさ／本学会会長・
東京大学名誉教授／教育学]

【資料 1】

安全保障法制関連法案に対する声明

2015年7月10日

総合人間学会運営委員会

総合人間学会は、現代の人類が直面している文明的諸問題を「人間とは何か」という問いを軸に研究している学会です。すでに本学会設立趣旨において、現代の諸国家が狭い「国益」にとらわれ、「人類益」への協力をおろそかにしている現状を指摘しました。

また、これまで「戦争と人間」「平和と人間」のシンポジウムなどを通して、この問題を問い続けてきました。そこで見えてきたのは、繰り返される戦争の惨禍と平和への願いが国連憲章と国際法の発展を生み、戦争そのものを違法なものとなす思想を人類が共有してきたことです。また、平和とは構造的暴力からも解放された、世界の多様な文化が共生する安全安心な生存の権利が享受されていることでした。すなわち、真の平和を実現するためには、各国が豊かな自然環境を育み、相互に文化の多様性と尊厳を承認する、寛容と共生の思想が不可欠ではないかということです。

しかるに、安倍内閣が5月15日に国会に提出した安全保障法制に関連する11法案は、従来の政府の憲法第9条の解釈を根本的に変更し、集団的自衛権の行使をはっきりと容認しています。そこでは、米国とこれに敵対する国との軍事的紛争が我が国の「存立危機」と結びつけられ、憲法13条の「生命、自由及び幸福追求の国民の権利」の保障に言及しつつ、海外での自衛隊の武力行使が必要かつ正当であると説明されています。

果たしてそれは日本国憲法前文と第9条の平和主義の原則に本当に適っているのでしょうか。それは、戦後70年間、先人たちが守り続け、私たちが引継ぎ、後世へと受け渡していくべき平和のための努力と合致しているのでしょうか。それは戦争を違法とし核廃絶をもとめる国際世論の動向、暴力を排し平和を求める世界の動きに対して逆行するものではないのでしょうか。いまや、いかなる戦争も第13条の個人の尊重と生命、自由及び幸福追求の権利原則を犯すことになるのではないのでしょうか。

「抑止力」の名のもとに、自衛隊の活動の大幅な拡大と武力行使により他国の人々を殺戮する可能性をひろげることは、対話すべき相手に銃口を向けて平和を語るようなものです。そこから真の平和を実現するための「寛容と共生の思想」は決して生まれません。まさに「人類益」に反するものではないのでしょうか。

それゆえに、私たちはこの度の安全保障法制関連の法案に強い疑念を抱き、法案とそれを巡る国内外の状況をも、総合人間学会としての本学会が取り組むべき重要な研究課題に位置づけて共同討議を行うとともに、多様な視点からのこの議論の徹底と国民的な広がり的重要性を強く訴えます。

以上

【資料2】

特別シンポジウム1

日時： 2015年9月12日（土）13：30～17：00

場所： 立教大学池袋キャンパス12号館 第3・4会議室

司会： 堀尾 輝久

パネリスト1：柳沢 遊 会員（慶応大学，歴史学）

タイトル：「日本国憲法の定着過程—1950年代の平和運動と市民意識の変遷を中心に」

パネリスト2：河上 暁弘 会員（広島市立大学，憲法学）

タイトル：「憲法成立の原点から考える平和構想と現在の軍事化・非立憲政治化」（仮）

特別シンポジウム2

日時： 2015年10月10日（土）13：30～17：00

場所： 立教大学池袋キャンパス 太刀川記念館第1・2会議室

パネリスト1：米倉 洋子 氏（東京弁護士会，弁護士）

タイトル：「女性の立場から平和を考える」

パネリスト2：阿部 信行 氏（白鷗大学，法哲学）

タイトル：「戦争と平和を巡る原理的討議—悪人論の視座から平和主義を擁護する」